



## 金購入保管

# 「マイ・ゴールドバンク」約款

### 第1章はじめに

#### 第1条 (目的)

三菱マテリアル株式会社(以下「弊社」といいます)の金購入保管「マイ・ゴールドバンク」(以下「金購入保管」といいます)とは、お客様が、弊社から購入された金地金を、お客様に代わって弊社が保管するサービスです。なお、金購入保管は、満20歳以上の自然人のお客様のみを対象としております。金購入保管契約(以下「本契約」といいます)とは、お客様が金購入保管をご利用されるために弊社と締結する契約をいいます。本契約を締結したお客様だけが、弊社の金購入保管のサービスを受けることができます。本約款は、本契約の契約内容及びその締結に必要となる手続きと、本契約の内容及び本契約を締結したお客様が金購入保管を利用して弊社に金地金をお預けになる場合に必要となる手続き等を定めるものです。

#### 第2条 (定義)

本約款における用語の定義は、次の通りといたします。

1. 「会員」とは、本契約を締結されたお客様をいいます。
2. 「売買取引」とは、会員の方が、本契約に基づき、弊社から金地金を購入されるか、または弊社に対して金地金を売却される取引をいいます。
3. 「保管取引」とは、会員の方が、弊社から購入された金地金を、本契約に基づき弊社にお預けになる取引、弊社から見ると、お預かりする取引をいいます。
4. 「持込み保管取引」とは、会員の方が弊社直営店店頭で持参された金地金のうち、弊社が当該金地金を比重計測等の手段により鑑定し、買い取りが可能であると判定したのについて、本契約に基づき、その時点の弊社が定める買取価格にて売却され、同時にその時点の弊社発表小売価格にて購入される取引をいいます。
5. 「営業日」「休業日」とは、別段お断りしない限り、弊社本社の営業日、休業日を意味します。なお、弊社本社の営業日、休業日は、弊社ホームページ(www.mmc.co.jp/gold/)等で、お知らせいたします。
6. 「金地金」とは、純度99.99%以上の純金のインゴットを意味し、原則として弊社にて製錬された三菱ブランドの刻印のあるものをいいます。
7. 「契約期間」とは、本契約の契約期間をいいます。なお、新規に本契約が締結された場合において、本契約が初回に更新されるまでの期間を「初年度」といいます。また、初年度に引き続き本契約が更新された場合の当該契約期間を「次年度」といいます。
8. 「契約期間終了」とは、本契約の更新が行われずに、契約期間が満了することを意味します。
9. 「契約期間終了月」とは、契約期間の最終月をいいます。
10. 「契約期間終了日」とは、契約期間の最終日をいいます。
11. 「お引出し」とは、会員の方が、本契約に基づき弊社が保管している金地金を100g以上任意の100g単位で、弊社から返還を受けることをいいます。
12. 「お引渡し」とは、会員の方のご請求、または本契約の中途解約等により、本契約に基づき弊社が保管している金地金を100g以上任意の100g単位で、弊社が当該会員の方に返還することをいいます。
13. 「年会費」とは、会員の方に、契約期間毎にお支払いいただく会費をいいます。
14. 「保管料」とは、会員の方に、契約期間毎にお支払いいただく金地金の保管の対価をいいます。
15. 「個々の取引」とは、会員の方が弊社との間で行う売買取引、持込み保管取引、及び保管取引、ならびに金地金のお引出し及びお引渡しをいいます。

### 第2章 本契約について

#### 第3条 (本契約の内容)

本契約は、次を定めるものといたします。

1. 本契約の締結の手続き等について。(第4条に規定)  
お客様が弊社と本契約を締結するにあたっては、必ず本契約の締結と同時に

初回の保管取引を行っていただくことが必要となります。従いまして、お客様が弊社と本契約を締結することができるのは、以下の2つの場合となります。なお、両方の方法を同時にご利用いただくこともできます。

- (1) 本契約の締結と同時に、お客様が弊社から初回の売買取引により金地金を購入して初回の保管取引を行われる場合。(第14条に規定)
  - (2) 本契約の締結と同時に、初回の持込み保管取引により購入された金地金について保管取引を行われる場合。(第15条に規定)
2. 契約期間中の保管取引について。(第11条、14条、15条、18条に規定)  
会員の方は、契約期間中、売買取引又は持込み保管取引により購入された金地金について保管取引を行うことができます。
  3. 保管取引の性質について。  
保管取引における金地金の保管の性質は、民法第657条以下に定める寄託であり、弊社が保管する金地金の所有権は、あくまで会員の方に帰属します。なお、金地金の保管の方法は、金購入保管専用の金庫(複数)における混蔵保管となり、会員の方の金地金は、弊社がお預かりする際に、バー・サイズ、バー・ナンバーを特定いたしません。このため、会員の方が、保管取引により寄託していた金地金をお引出しされる場合は、同質かつ同重量の金地金をお引渡しいたします。
  4. 年会費、保管料について。(第7条、12条に規定)  
会員の方は、本約款の規定に従い、弊社に年会費及び保管料をお支払いいただきます。
  5. 契約期間中のお引出し・ご売却について。(第16条、17条に規定)  
会員の方がお預けになっている金地金は、会員の方のご請求により、本約款規定の手続きに従って、自由にお引出し、または売買取引によるご売却ができます。
  6. 会員の方の個人情報の取り扱いについて。(第10条に規定)
  7. 会員の方のご本人確認について。(第6条、13条に規定)
  8. 契約期間の中途解約、契約解除について。(第5条、19条、20条、21条に規定)
  9. その他。(第8条、9条、22条、23条、24条、25条、26条、27条に規定)

#### 第4条 (本契約の締結方法及び契約の成立)

本契約の締結を希望されるお客様は、次の方法により、お申し込みください。なお、お申し込みに当たっては、第6条に規定するご本人確認をさせていただきます。なお、持込み保管取引によりご購入された金地金について保管取引を行なうことにより本契約を締結することを希望される場合には、弊社直営店店頭でのお申込みのみのお取り扱いとなります。

1. 本契約のお申し込みの手続きについて。
  - (1) 弊社直営店店頭でお申し込みされる場合には、弊社所定の申込書に必要事項を記入し、ご署名・ご捺印の上、その他必要書類と共に弊社直営店にご提出いただけます。弊社による内容の確認、及び前項に定める料金のお支払いを含むすべての手続きが完了した時点で、正会員登録証をお客様にお渡しいたします。なお、第7条に定める次年度以降の年会費・保管料の引き落とし金融機関口座のご記入および口座届印のご捺印が、お申し込み当日に弊社直営店店頭にてできない場合や、ご本人確認書類等の必要書類に不備がある場合、ならびに前項に定める料金のお支払いがお振り込みとなる場合には、弊社は、お申し込み当日に暫定会員登録証をお客様にお渡しし、後日お客様からの申込書等必要書類を受領後、弊社にて内容を確認させていただくと共に、すべてのお支払いが終了していることを確認させていただいた上で、正会員登録証をお客様に送付いたします。なお、正会員の登録が完了されていないお客様には、2回目以降の個々の取引を行っていただくことはできません。
  - (2) 電話にてお申し込みされる場合は、初回の売買取引によるご購入と保管取引のお申し込みを同時に行っていただけます。弊社はお申し込みいただいた当日に暫定会員登録証を発行し、申込書と共にお客様宛に送付いたします。お客様は、弊社所定の申込書に必要事項を記入し、ご署名・ご捺印の上、その他必要書類と共に、弊社宛に特定記録郵便等にてご返送ください。後日お客様からの申込書等必要書類を受領後、弊社にて内容を確認させていただくと共に、前項に定める料金のお支払いを含むすべての手続きが完了していることを確認させていただいた上で、正会員登録証をお客様宛に送付いたします。なお、正会員の登録が完了されていないお客様には、2回目以降の個々の取引を行っていただくことはできません。
  - (3) 入会時に弊社がお預かりする金地金の重量は、入会時に個々の取引確認書に記載されます。取引確認書は、正会員登録証と共に弊社直営店店頭にてお渡しするか、郵便等で送付いたします。
2. 年会費及び本契約と同時に行なう初回の個々の取引に必要な料金等のお支払いについて。  
本契約締結のお申し込みをされる場合には、第7条に定める初年度分の年会費に加えて、初回の売買取引によるご購入代金または持込み保管取引によりお客様からご売却いただいた金地金の代金と弊社金地金のご購入代金との差額、ならびに初回の保管取引に必要な保管料を、同時に弊社に対して

お支払いいただくことが必要となります。お支払いの方法につきましては、弊社直営店店頭にてお支払いいただくか、または弊社所定の金融機関口座にお振り込みいただきます(振込手続きにかかる費用はおお客様のご負担となります)。

#### 3. 本契約の成立時点及び発効日について。

弊社が、お客様より本条第2項に定める料金及びお申し込みに必要な書類一式を受領し、その内容を確認し、すべての登録手続きが完了した時点で、本契約は、本契約のお申し込み日に遡って成立するものといたします。なお、その証として、その成立日を発効日とする正会員登録証をお渡しするか、郵便等で送付いたします。

#### 第5条(契約期間)

1. 新たに本契約を締結された場合、初年度の契約期間は、第4条第3項に定める本契約の発効日を始期として、その始期より11ヶ月目の応答日を含む月の最終日にて終了する期間といたします。
2. 会員の方より契約期間終了月の20日(当日が休業日の場合はその前日)までに本契約の継続中止のお申し出が弊社所定の解約申込書によってなされない場合、本契約は、自動的に更新(以下「自動更新」といいます)されるものとし、以後同様といたします。自動更新により契約が更新された場合には、前年度の契約期間終了日の翌日を始期として、前項に準じた期間を次の契約期間といたします。

#### 第6条(本契約の締結にあたっての本人確認)

1. 本契約の締結にあたっては、取引の安全を図るために、お客様のご本人確認をさせていただくと共に、お申し込み時に暗証番号を登録していただきます。なお、ご本人確認にご協力いただけない場合は、本契約の締結をお断りいたします。
  - (1) 弊社直営店店頭でお申し込みされる場合、ご本人確認のために以下の公的証明書のいずれかの原本またはコピー(ご住所等必要箇所を含む)をご提示いただきます。なお、ご提示いただいた公的証明書については、コピーさせていただきます。
    - ①ご提示の時点で有効な運転免許証、各種健康保険証(同時に公共料金領収書などの補足資料のご提示が必要になります)、年金手帳等、旅券(パスポート)、写真付き住民基本台帳カード。
    - ②ご提示の時点から過去1ヶ月以内に発行された住民票の写し、戸籍の謄本・抄本。
  - (2) 電話でお申し込みされる場合は、お客様から申込書をご送付いただく際に、併せて本条第1項第1号における公的証明書(①の場合はコピー、②の場合は原本)を特定記録郵便等にてご送付いただきます。弊社は、書類受領後、お客様のご住所宛に正会員登録証等を特定記録郵便等により返送することで、ご本人確認をさせていただきます。なお、ご送付いただいた公的証明書については、返送いたしません。
2. 暗証番号は、個々の取引等の際、会員の方のご本人確認をさせていただくための重要な手段となります。弊社は、暗証番号の不正使用その他の事故により、会員の方に損害が生じた場合、弊社の故意または重大な過失によるものを除き、一切その責任を負いません。暗証番号は会員の方が責任をもって管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭われたりしないよう充分ご注意ください。
3. 会員の方が暗証番号を失念した場合、あるいは第三者に不正使用されることが判明した場合等は、直ちに弊社にその旨をご連絡いただくと共に、第24条第2項に従い暗証番号変更の手続きを行っていただきます。弊社は、会員の方よりご連絡があった時点で、会員の会員資格につき、一時停止の措置を講じます。

#### 第7条(年会費)

1. 会員の方には、弊社が別途定める年会費をお支払いいただきます。年会費は、パンフレット、ホームページ等で公表させていただきます。なお、年会費の改定が実施された場合は、その適用開始日を含む契約期間の次の契約期間から適用させていただきます。
2. お支払いいただいた年会費につきましては、中途解約、契約解除のいずれの場合においても、払い戻しはいたしません。
3. 初年度の年会費につきましては、弊社直営店店頭にてお支払いいただくか、あるいは弊社所定の金融機関口座へお振り込みいただきます(振込手続きにかかる費用はおお客様のご負担となります)。なお、次年度以降の年会費につきましては、新しい契約期間が始まる月の12日(当日が金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日)に会員の方にお届けいただいている金融機関口座より自動引き落としとさせていただきます。

#### 第8条(金購入保管会員登録)

1. 本契約が有効に発効したお客様は、会員として登録され、契約期間中、弊社と個々の取引を行なうことができますほか、第9条に規定の残高報告書及びその他の特典を享受することができます。
2. 会員登録は、契約期間終了、中途解約または契約解除により抹消され、会員の方は、それぞれ、契約期間終了日、解約日、契約解除日をもって会員資格を喪失するものといたします。
3. 弊社が、本約款の規定により会員の方にお届けいただいている金融機関口座

から、次年度以降の年会費を連続して3ヶ月自動引き落としできなかった場合は、弊社はその会員資格を停止することができるものといたします。ただし、第21条に基づく契約解除を妨げないものといたします。

4. 会員の方が本契約または本約款の規定のいずれかに違反された場合は、弊社はその会員資格を停止することができるものといたします。ただし、第21条に基づく契約解除を妨げないものといたします。

#### 第9条(残高報告書)

弊社は、会員の方に対して、3月31日および9月30日時点における保管取引残高を記した残高報告書をそれぞれ原則4月と10月に送付いたします。

#### 第10条(会員情報の管理)

本契約の締結のお申し込みの際は、お客様のお名前、郵便番号、ご住所、電話番号、生年月日、引き落とし金融機関口座等をお届けいただきます。また、本契約の締結後は、会員の方が保管取引が行われている金地金についての情報を弊社が管理いたします。これらの情報の取り扱いには以下の通りといたします。

1. 情報の利用。

情報は、次の目的以外には利用いたしません。

  - (1) 会員であるかどうかの確認。
  - (2) 弊社が提供する各種サービスの改善に関する情報分析。
  - (3) 郵便物等の送付や弊社が保管する金地金のお引渡し(本契約終了に伴うものを含みます)。郵便物等による送付物には次が挙げられます。
    - ①ゴールド・ニュース等のお知らせ。
    - ②金購入保管に関する正会員登録証、その他加入にあたっての関連書類、取引確認書等個々の取引に関する書類、残高報告書、変更依頼書等お手続きに係わる書類。
    - ③弊社直営店並びに宝飾店のキャンペーンのお知らせ。
    - ④弊社宝飾品展示販売会開催のお知らせ。
    - ⑤貴金属地金、宝飾品に関する新商品、新店舗のお知らせ。
    - ⑥弊社やその関連会社、提携企業からの商品、サービス等の情報の提供。
    - ⑦約款等契約条件の変更に関するお知らせ。
    - ⑧粗品等の送付及び会員の方に事前に送付をご了解いただいたもの。
2. 情報の開示。

会員の方に事前にご了解いただいた場合、法令により開示が必要と判断される場合、または会員の方もしくは公共の利益のために必要であると考えられる場合を除いて、会員の方に関する情報を外部に提供することはありません。
3. 情報の管理方法。

会員の方に関する情報については、厳重に管理し、外部からの不正アクセスを防ぎ、データの流出が起こらないように万全を尽くします。

### 第3章 個々の取引について

#### 第11条(保管取引)

1. 会員の方は、売買取引または持込み保管取引によりご購入された金地金を、保管取引により弊社にお預けいただくことができます。
2. 弊社は、前項によりお預かりした金地金について、会員の方がお引出しまたは売買取引によりご売却をされるまでの間、善良なる管理者の注意をもって保管いたします。
3. 保管取引における金地金の保管の性質については、第3条第3項に述べている通りです。
4. 保管取引は、売買取引または持込み保管取引による金地金のご購入が完了し、弊社が会員の方から保管取引のお申し込みを受理したときに成立し、弊社はその時点から当該金地金をお預かりいたします。

#### 第12条(保管料)

1. 保管取引を行うにあたっては、弊社が別途定める、契約期間にかかる保管料をお支払いいただきます。保管料は、パンフレット、ホームページ等で公表させていただきます。なお、保管料が改定された場合は、その適用開始日を含む契約期間の次の契約期間から適用させていただきます。
2. 契約期間中に、個々の取引により保管重量が増減した場合でも、保管料の追加請求もしくは払い戻しはいたしません。
3. 初年度の保管料は、初回の保管取引にかかる金地金の重量に応じて弊社直営店店頭にてお支払いいただくか、あるいは弊社所定の金融機関口座へお振り込みいただきます(振込手続きにかかる費用はおお客様のご負担となります)。
4. 次年度の保管料は、初年度の契約開始月から契約期間終了月前月までの11ヶ月の各月末残高を加算し、11で除した重量に応じて設定された金額とし、次年度の次の契約期間以降の保管料は、前年度の契約期間終了月から当該契約期間の契約期間終了月前月までの各月末残高を加算し、12で除した重量に応じて設定された金額とし、それぞれ当該契約期間が始まる月の12日(当日が金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日)に、会員の方にお届けいただいている金融機関口座より自動引き落としとさせていただきます。

#### 第13条(個々の取引の際の本人確認)

個々の取引をされるにあたっては、以下の方法により会員の方のご本人確認をさ

させていただきます。ご本人確認ができないと弊社が判断した場合は、個々の取引のお申し込みを受理することはできません。なお、本契約の締結と同時にを行う初回の個々の取引については、第6条第1項に従って、ご本人確認をさせていただきます。また、暗証番号に関する取り扱いについては第6条第2項、第3項、第24条第2項の規定が適用されます。

(1) 弊社直営店店頭で個々の取引をされる場合は、第6条第1項第1号の公的証明書をご提示いただくと共に、暗証番号等必要事項を弊社所定の用紙にご記入いただけます。なお、公的証明書については、コピーをさせていただきますことがあります。

(2) 電話にて個々の取引をされる場合は、会員の方のお名前、ご住所、電話番号、生年月日、暗証番号を確認させていただきます。

#### 第14条(金地金の購入)

1. 会員の方は、弊社直営店店頭あるいは電話にて金地金のご購入ができます。ご購入は、弊社がそのお申し込みを受理した時点で成立します。金地金のご購入価格は、お申し込みいただいた時点の弊社発表小売価格となります。ただし、大口取引については、ご購入金額に応じ、弊社が別途定めるところに従って割引を行います(割引については、パンフレット、ホームページ等で公表させていただきます)。
2. 金地金は相場商品ですので、会員の方がご購入を申し込まれ、弊社が受理した場合は、お取消しはできません。
3. 金地金の購入単位は、500g以上100g単位の重量といたします。
4. ご購入代金のお支払い方法は、弊社直営店店頭にて現金でお支払いいただくか、または弊社所定の金融機関口座にお振り込みいただけます(振込手続きにかかる費用は会員の方のご負担となります)。
  - (1) 弊社直営店店頭で代金をお支払いいただいた場合は、その場でご購入内容が記載された取引確認書をお渡しいたします。
  - (2) お振り込みの場合は、お客様は弊社指定の時刻までに、代金を弊社所定の金融機関口座にお振り込みいただけます。弊社にて入金確認後、ご購入内容が記載された取引確認書を送付いたします。
5. 本契約の締結と同時にを行う初回の売買取引によりご購入された金地金について保管取引を行うお客様については、取引確認書と共に、正会員登録証を発行いたします。ただし、入会手続き又は購入代金・年会費・保管料等のお支払いが完了していない場合は、暫定会員登録証を発行いたします。暫定会員登録証の発行日は、本条第2項で述べた売買成約日となります。

#### 第15条(持込み保管)

1. 会員の方は、ご所有の金地金をご売却し、新たに弊社金地金をご購入いただくことにより、その金地金を弊社に預けることができます。
2. 持込み保管を行なう場合、弊社直営店店頭にて金地金をお持ち込みいただけます。電話、郵送等での持込み保管取引のお申し込みはできません。
3. 持込み保管取引は、弊社直営店店頭にご持参いただいた金地金のうち、弊社が当該金地金を比重計測等の手段により鑑定し、買い取りが可能であると判断したものについて、その時点の弊社が定める買取価格にてご売却いただき、同時にその時点の弊社発表小売価格にてご購入いただいた時点で成立し、弊社所定の保管取引の申込書を弊社が受理した時点から弊社は当該金地金をお預かりいたします。
4. 持込み保管取引の単位は、金地金500g以上、100g単位といたします。
5. 持込み保管取引によりお客様からご売却いただいた金地金の代金と弊社金地金のご購入代金との差額のお支払い方法は、弊社直営店店頭にて現金でお支払いいただくか、または弊社所定の金融機関口座にお振り込みいただけます(振込手続きにかかる費用は会員の方のご負担となります)。
6. 本契約の締結と同時にを行う初回の持込み保管取引によりご購入された金地金について保管取引を行うお客様については、正会員登録証を発行いたします。ただし、入会手続き若しくはご売却とご購入との差額代金・年会費・保管料等のお支払いが完了していない場合は、暫定会員登録証を発行いたします。その発行日は、本条第3項で述べた持込み保管取引成約日となります。

#### 第16条(金地金の引出し)

1. 会員の方は、弊社直営店店頭あるいは電話にて金地金のお引出しをお申し込みされることにより、保管取引により弊社がお預かりしている金地金のうち、お引出しのお申し込みを受理した時点までに個々の取引に必要な料金のお支払いを含むすべての手続きが完了している金地金について、本条第2項に規定する組合せによりお引出しすることができます。お引出しのお申し込みの際は、第13条に従って、ご本人確認をさせていただきます。なお、お引出しを申し込まれ、弊社が受理した場合は、お取消しはできません。
2. 弊社の金地金には、1kg、500g、100gの3種類があります。弊社がお引渡しする金地金は、この3種類の中から大きい順のインゴットの組合せとなりますが、100gの金地金のお引出しの場合は、弊社が別途定めるパーチャージをお支払いいただきます。会員の方がお引出しになる際、弊社は、弊社にて製錬された三菱ブランドの刻印のあるインゴットをお引渡しすることを原則としますが、何らかの事由により弊社品でのお引渡しが困難となった場合には、弊社品と同等の市場価値を有する、LBMA(ロンドン貴金属市場協会)登録ブランドまたは東京工業品取引所に登録されたブランドの金地金をお引渡しすることも

あります。なお、弊社が保管する金地金のうち100g未満につきましては、お引出しいただけません。ご売却のご依頼があるまで、引き続き弊社にてお預かりいたします。

3. 弊社直営店店頭にて、会員の方がお引出しを行なう場合には、弊社は、お引出し希望重量が、弊社がお預かりしている重量の内数であり、100g単位のお引出しであることを確認し、また、パーチャージが発生する場合は、パーチャージをお支払いいただいた後、現物の金地金をお引渡しいたします。お引渡しの際は、弊社から納品書およびお引出し内容が記載された取引確認書をお渡しいたします。なお、お引渡しの際、受領書にご署名いただきます。
4. 万一、会員の方のお引出し希望重量が、来店された弊社直営店店頭において保管している重量を上回る場合は、弊社は、他の弊社保管専用金庫から、本条第5項に従って金地金を送付させていただきます。なお、この場合の送料、保険料は弊社負担とさせていただきます。また、パーチャージが発生する場合の代金のお支払いについては、弊社直営店店頭にてお支払いいただくか、あるいは送付受取時の代金引換のいずれかの方法をお選びいただけます。
5. 電話にてお引出しのお申し込みをされる会員の方に対しては、宅配便またはその他の送付方法により、金地金をお引渡しいたします。この場合、弊社はお申し込み受理日から7日以内に(休業日を除く。また、お申し込みが集中した場合には8日以降の発送となる場合がございます)、お届けいただいているご住所宛にご希望の金地金を、納品書、受領書およびお引出し内容が記載された取引確認書を同封の上、送付いたします。送料および保険料、パーチャージ等は、送付時の代金引換等の方法によりお支払いいただきます。なお、受領書については、ご署名・ご捺印の上、お引渡し金地金の受領後7日以内に弊社宛にご送付ください。会員の方が金地金を受領後、7日以内に受領書が弊社に到着しない場合は、当該金地金のお引渡しは完了したものとみなします。
6. 金地金を会員の方にお引渡しした後(即ち、受領後)において生じた盗難、滅失、毀損等による損害、その他の危険について、弊社は一切その責任を負いません。
7. 本条第1項により金地金を宅配便またはその他の方法により送付したにもかかわらず、会員の方によるお受取りがない場合は、当該金地金は運送業者から弊社へ返送されます。この場合、弊社で当該金地金を保管し、当該会員の方のお申し出があり次第、再度宅配便等により、当該金地金を送付いたします(送料および保険料等の諸費用は会員の方のご負担となります)。

#### 第17条(金地金の売却)

1. 会員の方は、弊社直営店店頭あるいは電話にて金地金のご売却をお申し込みされることにより、保管取引にて弊社がお預かりしている金地金のうち、お申し込みを受理した時点までに個々の取引に必要な料金のお支払いを含むすべての手続きが完了している金地金について、ご売却することができます。ご売却のお申し込みの際は、第13条に従って、ご本人確認をさせていただきます。
2. 会員の方と弊社との間の金地金の売買取引によるご売却は、金購入保管と独立して、会員の方からの弊社直営店店頭あるいは電話にてのご売却のお申し込みを弊社が受理した時点で成立します。なお、金地金は相場商品ですので、ご売却を申し込まれ、弊社が受理した場合は、お取消しはできません。
3. 弊社直営店店頭にてご売却をお申し込みの場合は、会員の方のご希望に従い、ご売却代金を現金でお支払いするか、またはご売却の日から2営業日後(ご売却の日を含めず)に、お届けいただいている金融機関口座へお振り込みのこととし、その場で受領書およびご売却内容が記載された取引確認書をお渡しいたします。なお、その際、納品書にご署名いただきます。ただし、お申し込みの当日、事情により、弊社直営店店頭に現金が不足している場合には、ご売却代金はお振り込みでのお支払いとなります。
4. 電話にてご売却をお申し込みの場合は、ご売却の日から2営業日後(ご売却の日を含めず)に、ご売却代金を会員の方にお届けいただいている金融機関口座へお振り込みし、物品受領書およびご売却内容が記載された取引確認書を送付いたします。

#### 第18条(保管取引の終了)

本契約が終了することにより、保管取引は終了いたします。ただし、会員の方が全量をお引出しまたはご売却され、残高がなくなった場合でも、本契約が終了するものではありません。

## 第4章 その他

#### 第19条(契約期間終了)

1. 会員の方より、契約期間終了月の20日(当日が休業日の場合はその前日)までに、本契約を更新しない旨の弊社所定の解約申込書を弊社が受領した場合は、本契約は当該契約期間終了日に終了いたします。
2. 前項の場合、解約申込書でお引出しをご希望された場合には、弊社は、契約期間終了月の翌月上旬に、弊社がお預かりしている金地金の全量(100g未満を除く)を、第16条に準じて会員の方にお引渡しいたします。お引渡しできない100g未満の金地金につきましては、契約期間終了日の翌営業日の弊社発表頁

取価格にて買い取りいたします。ご売却代金は、契約期間終了月翌月の第5営業日にお届けいただいている金融機関口座にお振り込みいたします。

3. 解約申込書でご売却(現金化)をご希望された場合には、会員の方は、弊社がお預かりしている金地金の全量をお引取りいたします。この場合、弊社はお預かりしている金地金の全量を、契約期間終了日の翌営業日の弊社発表買取価格にて買い取り、ご売却代金は、前項に準じてお振り込みいたします。

#### 第20条(中途解約)

1. 会員の方より、本契約の中途解約のお申し出が毎月(契約期間終了月を除く)20日(当日が休業日の場合はその前日)までに、弊社所定の解約申込書により弊社になされた場合には、当該月の最終営業日を解約日と定め、その日をもって本契約は終了いたします。
2. 前項の場合、解約申込書で引出しをご希望された場合には、弊社は、解約日の属する月の翌月上旬に、弊社がお預かりしている金地金の全量(100g未満を除く)を第16条に準じてお引渡しいたします。お引渡しできない100g未満の金地金につきましては、解約日の翌営業日の弊社発表買取価格にて買い取りいたします。ご売却代金につきましては、解約日翌月の第5営業日にお届けいただいている金融機関口座にお振り込みいたします。
3. 解約申込書で売却(現金化)をご希望された場合には、会員の方は、弊社がお預かりしている金地金の全量をお引取りいたします。この場合、弊社はお預かりしている金地金の全量を、解約日の翌営業日の弊社発表買取価格にて買い取り、ご売却代金は、前項に準じてお振り込みいたします。
4. 会員の方が、中途解約される場合、当該契約期間分としてお支払いいただいた年会費は返金いたしません。年間の保管料につきましては、解約日の属する月の翌日より契約期間終了月までの月数を月割りにして保管料を乗じた金額を払い戻しいたします。
5. 会員の方が、中途解約される場合、未払いの年会費または保管料、その他の未払い代金があるときは、金地金お引渡し時にご精算いただくか、または金地金ご売却時に未払いの年会費等を差し引いた上で本条に定めるご売却代金の振り込みをするものとします。弊社は、これらに関する請求を除き、当該中途解約に関し弊社が会員の方に対して損害賠償の請求や違約金の請求を行うことはありません。

#### 第21条(契約解除)

1. 会員の方が以下の各号のいずれかに該当した場合、弊社は何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものといたします。
  - (1)本契約のお申し込み時またはそれ以降、お名前、ご住所等について虚偽の申告をしたとき。
  - (2)本約款またはその他の本契約ないし個々の取引に関わる条件のいずれかに違反したとき。
  - (3)自動更新の場合において、第7条第3項に定める年会費、または第12条第4項に定める保管料の自動引き落とし日より連続して3ヶ月間、年会費または保管料の引き落としができなかったとき。
2. 弊社は、前項により契約解除する場合、当該会員の方に対してその旨を通知します。
3. 弊社は、本条により本契約を解除した場合、速やかに弊社がお預かりしている金地金の全量(100g未満を除く)を第16条に準じてお引渡しいたします。お引渡しできない100g未満の金地金につきましては、弊社が契約解除をした日の弊社発表買取価格にて買い取りいたします。ご売却代金につきましては、第17条第3項に準じてお振り込みするか、あるいは書留にて郵送いたします。
4. 未払いの年会費または保管料があるときは、第20条第5項に準じてお支払いいただきます。

#### 第22条(供託)

1. 弊社は、第16条、第19条第2項、第20条第2項、第21条第3項のいずれかに従って、会員の方に対して金地金を送付したにもかかわらず、お受け取りがなく相当期間を経過した場合は、当該会員の方に通知することなく当該金地金を東京法務局に供託することができるものといたします。また、これにより、弊社の会員の方に対する当該金地金の引渡し義務は消滅するものといたします。この場合、保険料、パーチャージ、送料等、金地金のお引渡し業務に要した費用は、会員の方のご負担とさせていただきます。
2. 第17条、第19条第2項、第3項、第20条第2項、第3項、第21条第3項のいずれかに従って、会員の方がご売却された金地金の代金について弊社がお支払いの手続きをしたにもかかわらず、当該会員の方のお受け取りがなく相当期間を経過した場合も、前項を準用いたします。

#### 第23条(譲渡禁止)

会員の方は、弊社の承諾なくして、弊社がお預かりしている金地金のお引出しを請求する権利、またはその他の会員たる地位に基づき弊社に対して有する権利を第三者に譲渡し、または第三者のための担保に供することはできません。万一、上記に違反したために生じた紛争等については、弊社は一切責任を負いません。

#### 第24条(届け出事項の変更)

1. 会員の方が弊社に届けられたお名前、ご住所、金融機関口座等について変更があった場合は、直ちに弊社直営店頭あるいは電話にて変更依頼書をご請求の上、変更手続きを行ってください。弊社にて書類受領後、変更の手

続きを行います。その際のご本人確認の手続きにつきましては、第6条第1項に準じます。

2. 会員の方が暗証番号を変更される場合、弊社直営店頭あるいは電話にて変更依頼書をご請求いただき、必要事項をご記入の上、署名・捺印いただき、第6条第1項第1号における公的証明書と併せてご提出あるいは特定記録郵便等にてご返送いただきます。弊社にて、書類受領後、暗証番号の変更の手続きを行います。
3. 本条第1項の届け出がないために、弊社からの通知もしくは送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき日時に会員の方に到着したものとみなします。
4. 本条第1項に規定する変更につき、その届け出がなされる前に生じた会員の方の損害については、弊社は一切その責任を負いません。

#### 第25条(不可抗力等)

天災地変、戦争、内乱、暴動、法律の制定改廃、公権力による命令・処分・指導、輸送機関の事故、市場の急激な変動、市場で正常に取引ができない状態、その他弊社の責に帰すことのできない事由により会員の方が受けた損害について、弊社は一切責任を負いません。なお、これらの事由の発生により、会員の方との間の本契約に基づく取引を継続しがたい事由が発生した場合、弊社は本契約に基づく全部又は一部の業務を停止し、または本契約を解除することができるものと、以下の通り処理させていただきます。

1. 弊社は、本条に基づき本契約に基づく全部又は一部の業務を停止し、または本契約を解除した場合、会員の方に対してその旨を通知いたします。ただし、弊社が通常連絡方法を利用して通知できないときは、通常到着すべき日時をもって上記の通知が到着したものとみなします。
2. 弊社は、本条に基づき、本契約に基づく全部又は一部の業務を停止した場合、事前に会員の方に通知することなく、当該業務を再開できるものといたします。
3. 本条に基づき、本契約を解除した場合、お預かりしている金地金及び年会費等については第20条に準じて処理させていただきます。

#### 第26条(合意管轄)

本契約または個々の取引に関し、お客様または会員の方と弊社との間で訴訟の必要が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を当該訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

#### 第27条(本契約の変更等)

1. 本契約は、事前にお客様に通知することなく変更させていただく場合がございます。変更の内容は、ホームページ上でお知らせすると共に、会員の方には、書面等にて通知させていただきます。
2. 本契約の内容の変更によりお客様に生じた損害については、弊社はその責任を一切負いません。

#### 附則

本規定は平成23年9月1日より適用されるものといたします。

以上

## 三菱マテリアル株式会社

〒100-8338 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル

☎フリーダイヤル 0120-45-3214

受付時間：午前10時～午後5時 定休日：日曜・祝日

<http://www.mmc.co.jp/gold/>